

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### ☞ 医師の休日診療手当

Q：医師等の休日休診に対処するため、私の所属する医師会では、当番制で、地方自治体が設置した施設に出向き、地方自治体が備え付けた器具及び医薬品を使用して診療にあたっています。

この場合の報酬は、患者の数や診療の程度にかかわらず、1回の派遣ごとに5万円となっていますが、これは事業所得になりますか。

A：事業所得ではなく、給与所得になります。

#### 【解説】

いわゆる自由職業者が役務提供の対価として受けるものは、原則として、それが雇用契約又はそれに類する契約に基づくものであれば給与所得に、委任契約等に基づくものである場合には事業又は雑所得となります。

この区分については、非独立的労務の対価としての性格が強いものは給与所得とし、その他のものは事業又は雑所得と考えられます。

ご質問の場合、非独立的労務の対価としての性格が強いといえますから、給与所得に該当します。

一方、休日、祭日又は夜間に地方公共団体から委嘱を受けて自己の経営する診療所において来院した患者を診療する場合に、地方公共団体から支給される休日診療手当については、事業所得になります。

